旧小学校令（明治二十三年勅令第二百十五号）による高等小学校若しくは旧国民学校令（昭和十六年勅令第百四十八号）による国民学校高等科を卒業したこと又はこれらと同等以上の学力を有することを入学資格とする修業年限二年以上の教育機関の機械、電気又は電子に関する学科において所定の課程を修めて卒業した者	旧小学校令による尋常小学校若しくは旧国民学校令による国民学校初等科を卒業したこと又はこれらと同等以上の学力を有することを入学資格とする修業年限三年以上の教育機関の機械、電気又は電子に関する学科において所定の課程を修めて卒業した者
旧公共職業訓練校修了者であって、訓練期間が六月以上で訓練時間が八百時間以上の職業訓練を受けたもの	
旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校又は旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学において自動車に関する学科を修めて卒業した者	
旧中等学校令による工業学校において自動車に関する学科を修めて卒業した者	
旧専門学校令による専門学校又は旧大学令による大学の機械、電気又は電子に関する学科において所定の課程を修めて卒業した者	
旧実業専門学校卒業程度検定規程（昭和十六年文部省令第五十四号）又は専門学校卒業程度検定規程（昭和十八年文部省令第四十六号）による検定（機械、電気又は電子に関する学科に係るものに限る。）に合格した者	
職業訓練法の一部を改正する法律による改正前の職業訓練法第十四条の高等職業訓練校において自動車整備科を訓練科とする職業訓練の課程を修了した者であって、訓練期間が二年以上で訓練時間が二千八百時間以上の職業訓練を受けたもの	独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律による廃止前の独立行政法人雇用・能力開発機構法附則第六条の規定による廃止前の雇用・能力開発機構法附則第十二条の規定による廃止前の雇用促進事業団法附則第十八条の規定により雇用促進事業団が設置及び運営を行っていた高等職業訓練校において自動車整備科を訓練科とする職業訓練の課程を修了した者であって、訓練期間が二年以上で訓練時間が二千八百時間以上の職業訓練を受けたもの
旧職業訓練法による総合職業訓練所において自動車整備工を訓練職種とする職業訓練の課程を修了した者	職業能力開発促進法による職業能力開発校において自動車整備科を訓練科とする職業訓練の課程を修了した者であって、訓練期間が二年以上で訓練時間が二千八百時間以上の職業訓練を受けたもの
自動車に関する学科を有する旧専門学校令による専門学校又は旧大学令による大学であって、第一条の自動車整備士技能検定規則（以下「第一条改正前規則」という。）第十八条第一項第七号の国土交通大臣が定めるものにおいて当該学科の二級の課程を修めて卒業した者	自動車に関する学科を有する大学であって、第一条改正後規則第十八条第一項第七号の国土交通大臣が定めるものにおいて当該学科の二級の課程を修めて卒業した者
職業能力開発促進法による職業能力開発校において自動車整備科を訓練科とする職業訓練の課程を修了した者であって、訓練期間が二年以上で訓練時間が二千八百時間以上の職業訓練を受けたもの	

第三条　第一条改正前規則第二十条の規定により添付する写真は、第一条改正後規則第二十条の規定にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

（第二条の規定による自動車整備士技能検定規則の一部改正に伴う準備行為）

第四条　道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第五十五条第三項の規定による指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この省令の施行の日前においても、第二条の規定による改正後の自動車整備士技能検定規則（以下「第二条改正後規則」という。）第二条の規定の例により行うことができる。

（第二条の規定による自動車整備士技能検定規則の一部改正に伴う経過措置）

第五条　第二条の規定による改正前の自動車整備士技能検定規則（以下「第二条改正前規則」という。）第十七条から第十九条の二までに規定する受験資格を有する者（次項に規定する者を除く。）が受ける技能検定については、令和十年三月三十一日（一級の技能検定にあっては、令和十一年三月三十一日）までの間は、なお従前の例により行うことができる。

２　第二条改正前規則第五条第二項に規定する全部免除者に該当する者が受ける技能検定については、なお従前の例により行うことができる。

第六条　第二条改正前規則第三条に規定する技能検定（以下「旧検定」という。）のうち次の表の上欄に掲げる自動車整備士の技能検定に合格している者は、この省令による改正後の道路運送車両法施行規則第五十七条及び第六十二条の二の二、指定自動車整備事業規則第四条並びに総合特別区域法に基づく道路運送車両法の特例に関する省令第十四条の規定を適用する場合を除き、それぞれ、第二条改正後規則に規定する同表の下欄に掲げる自動車整備士の技能検定に合格している者とみなす。

一級大型自動車整備士 一級小型自動車整備士	一級自動車整備士（総合）
一級二輪自動車整備士	一級自動車整備士（二輪）
二級ガソリン自動車整備士 二級ジーゼル自動車整備士	二級自動車整備士（総合）
二級自動車シャシ整備士（第二条改正後規則第十七条第二項の規定を適用する場合を除く。） 二級二輪自動車整備士	二級自動車整備士（二輪）
三級自動車シャシ整備士 三級自動車ガソリン・エンジン整備士 三級自動車ジーゼル・エンジン整備士 三級二輪自動車整備士	三級自動車整備士（総合）